

保安林における制限の審査基準について  
(富山県保安林の事務に関する取扱い基準抜粋)

第4 保安林における制限

1 立木の伐採の許可

法第34条第1項の規定に基づく保安林における立木の伐採の許可については、次によるものとする。

(1) 皆伐面積の限度の算定

令別表第2第2号(一)イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均年齢

$u_1, u_2, u_3 \dots$  : 各樹種の標準伐期齢

a, b, c  $\dots$  : 各樹種の期待占有面積歩合

(2) 皆伐面積の限度の公表

ア 令第4条の2第3項の規定による公表は、県公報に掲載してするものとし、同一の単位とされる保安林等ごとに皆伐面積の限度を明示するものとする。この場合においては、伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、別表1により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。

イ 同一の単位とされる保安林等については、「単位区域概況表」(別表2)によるものとする。

ウ 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。

(3) 許可申請の適否の判定

ア 令別表第2第1号(一)ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることな

く逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

(ア) 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は10m未満の幅で帯状に選定してする伐採

(イ) 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの

イ 令別表第2第1号(二)イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に20メートル平方の区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

ウ 令別表第2第2号(一)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートルにわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。

エ 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。

オ 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

カ 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の私有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。

キ 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の択伐を「前回の択伐」とみなすものとする。

ク 規則付録第10の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木材積」は、原則として、森林簿等に表示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合には、伐採時点の構成樹種が第4の2の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

ケ 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。

コ 許可に係る伐採の方法が前記第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

#### (4) 許可申請の処理

ア 法第34条第1項に規定する立木の伐採の許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、不許可の理由を付するものとする。

ウ 許可申請に係る立木の伐採行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合であって、当該許認可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を許可の通知書に付記するものとする。

エ 知事は、保安林における立木の伐採の許可又は択伐若しくは間伐の届出の受理に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度毎に、立木に係る伐採整

理簿（様式は別に定める。）を調整するものとする。

(5) 許可の条件

法第34条第6項の規定に基づき立木の伐採の許可に付する条件は、次によるものとする。

ア 伐採の期間については、必ず条件を付する。

イ 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。

ウ 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊させるおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。

エ 当該伐採の方法が前記第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例に該当するものであって前記(3)のコのただし書に該当する場合には当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(6) 縮減

ア 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。

イ 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。

(ア) 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。

(イ) 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

(7) 届出の処理

ア 法第34条第8項又は第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合は、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。

ウ 択伐による立木の伐採がなされた場合には、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載すること。

2 土地の形質の変更等の許可

法第34条第2項の規定に基づく保安林における土地の形質の変更等の許可については、次によるものとする。

(1) 土地の形質を変更する行為

法第34条第2項の「土石若しくは樹根の採掘には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

ア 鉱物の採掘

イ 宅地の造成

ウ 土砂捨てその他物件の堆積

エ 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築

オ 土壌の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

(2) 許可申請の適否の判定

ア 申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同

条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。)に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行うものである場合並びに別表6に掲げる場合は、この限りでない。

- (ア) 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (イ) 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合
- (ウ) 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (エ) 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- (オ) 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合。  
ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。
- (カ) 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

イ 申請又は協議に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは第10号の協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないときは許可又は同意しないものとする。

### (3) 許可申請の処理

ア 法第34条第2項の許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものである

ときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。

ウ 許可申請に係る立木竹の伐採その他の行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合（当該保安林が国有林野であって管理処分申請がなされている場合を除く。）であって、当該許可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。

ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。

#### (4) 許可の条件

法第34条第2項に掲げる行為について付する許可の条件は、次によるものとする。

ア 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

(ア) 前記(2)のアのただし書に該当しない行為

a 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

b 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

(イ) 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

(ウ) 別表6に掲げる行為

a 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

b 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表6の1及び2にあつては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表6の3及び4にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

イ 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

ウ 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が解除予定保安林において当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定めるものとする。

#### (5) 届出の処理

法第34条第9項の届出があつたときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を求め、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

### 第10 標準処理期間

2 法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）の規定による立木の伐採許可

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第5項のとおり

3 法第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による立竹の伐採等許可

30日とする。

4 法第34条の2第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による択伐の



適否審査

20日とする。

- 5 法第34条の3第1項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による間伐の  
適否審査

20日とする。